

資料

1 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会

(1) 条例

○高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会条例

(平成12年9月29日条例第31号)

(設置)

第1条 年齢や障害の有無にかかわらず、すべての市民が地域において安心した生活を営むことができる人にやさしい街づくりのための施策及び障害者ができる限り自立した日常生活を営み、社会への参加を実現するための施策を調査審議するため、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 人にやさしい街づくり及び障害者福祉の基本施策に関すること。
- (2) 人にやさしい街づくり計画及び障害者福祉計画の策定及び変更並びに進ちよく状況等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民(次号から第5号までに掲げる者を除く。)
- (2) 保健、医療又は福祉に関し学識経験を有する者
- (3) 土木建築に関し学識経験を有する者
- (4) 障害者施設等の運営に携わる者
- (5) 福祉関係諸団体を代表する者

3 市長は、前項第1号の委員を委嘱するに当たっては、できる限り市民各層の幅広い意見が反映されるよう公募その他の適切な方法によって委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に必要な応じて部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市政策部及び福祉部において処理する。

(平18条例4・平21条例37・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)抄

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第37号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(2) 委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属
市民	本田 和明	公募
	市川 ゆき	公募
学識経験者 (保健・医療・福祉)	◎野口 定久	学校法人 日本福祉大学教授
	藤原 孝太郎	愛知県立安城特別支援学校校長
	神谷 建喜	愛知県立ひいらぎ特別支援学校校長
	椎葉 直子	愛知県衣浦東部保健所こころの健康推進グループ課長補佐
学識経験者 (土木建築)	竹内 利宏	高浜市建築耐震研究会 技術委員会 委員長
障害者施設等	○成瀬 正孝	社会福祉法人昭徳会 授産所高浜安立所長
	石川 昌弘	社会福祉法人同善福祉会 チャレンジサポートたかはま施設長
	長谷川 宜史	社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会事務局長
	小嶋 真也	刈谷公共職業安定所就職促進指導官
福祉関係団体	山本 貞夫	高浜市身体障害者福祉協会会長
	内村 紀子	高浜市手をつなぐ育成会会長
	林 美恵子	特定非営利活動法人 ハートフルあおみ 職員
	深谷 幸男	高浜市民生・児童委員協議会会長

◎=委員長 ○=副委員長

2 団体ヒアリングのまとめ

目的：障がいのある人やその家族で組織する関係団体などを対象に、計画の具体的な施策検討の資料とするため

方法：野口定久教授の指導のもと、日本福祉大学の学生の協力により、障がいのある人の現状、地域共生の実現に向けた課題などを聴取

実施日時：平成26年9月5日 9時30分～12時

協力学生数：7人

協力団体等：5団体（14人）

- 高浜市身体障害者福祉協会
- 高浜市手をつなぐ育成会
- 愛知県立安城特別支援学校（しらぎくの会）
- 愛知県立ひいらぎ特別支援学校（ひいらぎ親の会）
- 地域活動支援センターあおみJセンター

●団体ヒアリングにより明らかになった主な課題

課題分野	明らかになった課題	解決方法（案）等
災害時	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧以上に日常服薬している薬を被災時に確保できるかが不安 	<ul style="list-style-type: none"> ・お薬手帳の活用 ・本人・家族、事業所による医薬情報の二次元的な管理の検討
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内のプライバシー保護 ・自宅避難時にも自宅に物資配給してほしい ・福祉避難所でも個別な障がいに対応できる設備があるわけではない ・避難所まで移動する手段がない ・障がいによりカンパンなどの食料は食べられない 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの個別性に合わせた災害時の避難スタイル（自宅避難等）、避難の方法、手段、平時からの準備、関係者からの具体的な支援体制の整備等
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・拘束時間が長いと参加できない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由な参加スタイル ・参加のための支援者（ヘルパー・ボランティア等）

課題分野	明らかになった課題	解決方法（案）等
情報把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体に加入していないと情報把握は困難 ・ 当事者・家族の勉強会や情報交換会が必要 ・ 高浜市には障がい種別によっては団体・組織がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動支援センターでは当事者・家族の「顔馴染み関係づくり・情報交換」の活動を開始しており参加者からは効果的であると高評価である。充実・拡大の検討が必要。
将来不安	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身の健康不安 ・ 将来の経済不安 ・ 親の近い将来に必要となるであろう介護不安 ・ 親亡き後の生活場所等の確保、金銭管理等の不安 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「健康」「経済」「家族介護」などの複合課題に対する家族への包括的支援の仕組みづくり
解決方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワークが必要 ・ 「効果的な居住地交流」などがもっと広がってほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まずは同じ地域に住む同世代交流「居住地交流」の充実化
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域で暮らそう」と言われてもそのために「市」がどう考えているのかわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域共生」の一層の地域拡大と本計画周知、推進

3 計画の策定経緯

年 月 日	内 容
平成26年5月12日	第1回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉計画（第3期）・サービス利用状況について ・計画策定体制・スケジュールについて ・新計画策定の概要について ・アンケート調査について
平成26年6月4日	第1回 高浜市障害者地域自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉計画（第3期）・新計画策定について ・アンケート調査について
平成26年 6月10～25日	〔障がい者福祉に関するアンケート調査の実施〕
平成26年6月16日	障害福祉サービス事業所等連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ・現計画評価について（課題ヒアリングシートの情報共有）
平成26年7月8日	就労支援会議 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉計画・障がい福祉計画について
平成26年7月14日	障害福祉サービス事業所等連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査について
平成26年7月17日	第2回 高浜市障害者地域自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールについて ・現計画の評価、障害福祉サービス利用状況について ・アンケート調査結果から見る課題の概要 ・新計画策定の視点について
平成26年8月6日	第3回 高浜市障害者地域自立支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・現計画評価のまとめ ・アンケート調査結果報告（速報）
平成26年8月18日	障害福祉サービス事業所等連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ・次期計画へ反映する「地域課題」について
平成26年8月21日	第2回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・現計画の評価について ・アンケート調査結果報告（速報） ・障がい者福祉計画（第4次）の骨子について
平成26年9月5日	団体ヒアリングの実施

年 月 日	内 容
平成26年9月19日	第4回 高浜市障害者地域自立支援協議会 ・障がい者福祉計画（第4次）の骨子について
平成26年9月22日	障害福祉サービス事業所等連絡会議 ・次期計画「基本方針・具体的な施策」について
平成26年10月16日	第3回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 ・アンケート調査結果のまとめ ・団体ヒアリング調査のまとめ ・障がい者福祉計画（第4次）の素案について ・障がい福祉計画（第4期）の骨子案について
平成26年10月20日	障害福祉サービス事業所等連絡会議 ・次期計画「計画骨子」等について
平成26年11月5日	第5回 高浜市障害者地域自立支援協議会 ・アンケート調査結果のまとめ ・団体ヒアリング調査のまとめ ・障がい者福祉計画（第4次）の素案について ・障がい福祉計画（第4期）の骨子案について
平成26年12月22日	第6回 高浜市障害者地域自立支援協議会 ・計画（素案）について
平成27年1月15日	第4回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 ・パブリックコメントの実施について ・障がい者福祉計画（第4次）の案について ・障がい福祉計画（第4期）の案について
平成27年 1月26日～2月9日	〔パブリックコメントの実施〕 意見：「障がい者福祉計画」2件／「障がい福祉計画」5件 対応：修正2件、原案どおり3件、意見として承り2件
平成27年2月24日	第5回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 ・パブリックコメントの結果と対応について
平成27年3月24日	第6回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 ・計画の決定について

※地域自立支援協議会、障害福祉サービス事業所等連絡会議、就労支援会議については、計画策定に関する会議のみを標記しました。

4 用語解説

[あ行]

アスペルガー症候群 社会性・興味・コミュニケーションについて特異性が認められる広汎性発達障害。各種の診断基準には明記されていないが、全IQが知的障がい域でないことが多く「知的障がいがない自閉症」として扱われることも多い。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは、2013年の改訂により、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に変更になった。

一般就労 障がいのある人が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

インクルーシブ教育 障がいの有無による分離型学習を進める教育ではなく、相違が基準であると捉え、個々に持っている特別な教育的ニーズに対応し、統合型環境で進める教育。

インフォーマルサービス 近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取組みが可能である点が特徴といえる。

NPO法人（特定非営利活動法人） 特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要である。

[か行]

学習障害〔LD〕 知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す発達障がいである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや環境的な要因が直接の原因となるものではない。

共同生活援助 ⇒ グループホーム

居住系サービス 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者自立支援法により、日中活動の場と住まいの場はそれぞれ選択することになった。居住系サービスとは、その住まいの場をいい、施設入所支援、グループホームが該当する。

居宅介護（ホームヘルプ） 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、障がいのある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスとされている。

グループホーム（共同生活援助） 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つであるグループホームは、障がいのある人が共同生活を行う住宅である。グループホーム入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。

権利擁護 自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

広汎性発達障害 社会性の獲得やコミュニケーション能力の獲得といった、人間の基本的な機能の発達遅滞を特徴とする発達障がいにおける一領域。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは、2013年の改訂により、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に変更になった。

合理的配慮 障害者の権利に関する条約の「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されている。

[さ行]

支援費制度 福祉サービスの利用者が提供事業者と直接契約し、市町村が利用者に対し支援費を支給するというサービスの提供方式であり、以前の措置制度に変わるものである。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき平成15年度から身体障がいのある人、知的障がいのある人及び障がいのある児童へのサービス提供は、原則的にこの方法で行われていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援給付等に変更された。

児童福祉法 昭和22年に制定された児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」ことと、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともにその責任を負う」ことを

明示している。また、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉の機関として、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所を規定し、福祉の保障、事業及び施設、費用等について定めている。

自閉症 社会性や他者とのコミュニケーション能力に困難が生じる発達障害の一種。

自閉症スペクトラム障害〔ASD〕 自閉症からアスペルガー症候群まで、広汎性発達障害を連続的にとらえた概念の名称。アスペルガー症候群は「知的障がいがない自閉症」ともいわれており、自閉症との違いが必ずしも明確ではなかった。そのため1990年代に、広汎性発達障害全体を連続体(スペクトラム)としてとらえる同概念が提唱された。2013年にアメリカ精神医学会の診断基準DSMが改訂され、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に変更になった。しかし、現時点では、統一的な定義がなく、国や、研究グループ、人によって異なった意味で使用されるため、文脈によってどのような意味で使われているか斟酌する必要がある。

重度訪問介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスである。

就労移行支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指

圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間)とされている。

就労継続支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、A型とB型の2種類がある。

就労継続支援（A型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいう。

就労継続支援（B型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

障害者基本計画 障害者基本法に従い、政府が障がいのある人の福祉及び、障がいの予防に関するさまざまな施設を総合的に推進するための基本計画。この計画に準じて、都道府県および市区町村などの地方公共団体でも、それぞれ都道府県障害者計画、市町村障害者計画を策定しなければならないとされている。

障害者基本法 昭和45年に制定された「心身障害者対策基本法」を平成5年に抜本改正して制定した法律。基本的理念として、①すべて障がい者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、②すべて障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる、と定め、障がいのある人の基本的人権とノーマライゼーションを唱っている。具体的な施策としては障害者基本計画等の策定のほ

か、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野について、国及び地方公共団体等の義務を定めている。

障害者計画 障害者基本法により、都道府県及び市町村が策定する障がいのある人のための施策に関する総合的な計画。障害者基本法による「障害者」とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人をいう。計画の範囲は、障がいのある人についての雇用・教育・福祉・建設・交通など多岐にわたり、障がいのある人の年齢・障がいの種別・程度に応じたきめ細かい総合的な施策推進が図れるようにしている。なお、国が定めるものを障害者基本計画という。

障害者権利条約 ⇒ 障害者の権利に関する条約

障害者自立支援法 障がいのある人の福祉サービス等の給付等について定めた法律。平成25年4月からは、障害者総合支援法に名称変更された。 ⇒ 障害者総合支援法

障害者総合支援法 障害者自立支援法は、平成25年4月から障害者総合支援法(法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という)に改正された。障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけている。

障害者の権利に関する条約 障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、2006年12月、国連総会において全会一致で採択された条

約。わが国は、2007年の同条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、2014年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなった。

障害福祉計画 障害者総合支援法では、市町村及び都道府県に障害福祉計画の作成を義務づけている。市町村及び都道府県は、平成18年6月厚生労働省告示「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(「基本指針」という)に即して、①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談又は指定計画相談の種類ごとの必要な量の見込み、③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、等を定めることとされている。障害福祉計画は3年毎に評価し、新たな計画を定めなければならない。

障害福祉サービス 障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活支援(グループホーム)とされている。自立支援給付の介護給付と訓練等給付のこと。

障害保健福祉圏域 広域的に障がい者福祉施策を推進する1つの単位。愛知県の障害保健福祉圏域は、名古屋・海部・尾張中部・尾張東部・尾張西部・尾張北部・知多半島・西三河北部・西三河南部東・西三河南部西・東三河北部・東三河南部の12圏域で、本市は、碧南市、刈谷市、

安城市、西尾市、知立市及び高浜市の6市で構成する西三河南部西圏域に属している。

自立支援 障がい者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。

身体障害者手帳 身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい)で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。手帳交付の手続きは、医師(都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の指定する医師)の診断書を添付して交付申請書を都道府県知事又は指定都市・中核市の市長に提出する。身体障害者手帳は18歳未満の身体障がいのある児童に対しても交付され、本人が15歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請し、手帳の交付も保護者に行われる。

生活介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、常時介護を要する障がい程度が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。

生活習慣病 食生活・運動・喫煙・飲酒(アルコール)・ストレス」などの日頃からの

生活習慣が原因で発症、進行に関係する病気の総称で、以前は「成人病」と呼ばれていたが、生活習慣が大きく関わっている事が分かったため生活習慣病と呼ばれるようになった。

精神障害者保健福祉手帳 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認められた人に交付する手帳。精神障がいの等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は、各種の保健・医療サービス等を受けることができる。

成年後見制度 判断能力（事理弁識能力）の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

成年後見制度利用支援事業 自分で十分判断のできない人の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行う事業。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行う。

相談支援 障害者総合支援法に定める相談支援は、障がいのある人や障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービスである。相談支援には、基本相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び計画相談支援がある。事業の実施者は市町村であるが、その運営を常勤の相談支援専門員

が配置されている指定相談支援事業者に委託することができる。

[た行]

短期入所（ショートステイ） 障害者総合支援法に定める短期入所は、居宅において障がいのある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がいのある人が短期間入所する障害福祉サービスをいう。

地域自立支援協議会 相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県及び市町村が設置する協議会。地域自立支援協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。

地域包括ケアシステム 高齢者や障がいのある人など何らかの支援を必要とする人が、身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・介護などの社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、支援を要する人を地域社会全体で支えるしくみ。

チャレンジ雇用 障がいのある人を、地方公共団体において、非常勤職員として雇用し、その業務経験を踏まえ、一般企業等への就職の実現を図るもの。

注意欠陥多動性障害〔ADHD〕 原因は不明だが、注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患と言われる。発達障害者支援法により発達障がいとされている。

同行援護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つで、移動に著しい困難がある視覚障がいのある人が、同行するガイドヘルパーにより、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の必要

な援助を受けるサービスをいう。

特定疾患 難病のうち、症例数が少なく、原因が不明で治療法も確立しておらず、かつ、生活面への長期にわたる支障がある特定の疾患をいい、特定疾患治療研究事業の対象疾患には公費負担医療が行われていたが、平成27年1月1日からは難病の患者に対する医療等に関する法律が適用されることとなった。⇒ 難病
特別支援学校 特別支援教育を受ける学校のこと。特別支援学校は、視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・身体虚弱の児童を対象とする。平成18年度までは、養護学校という名称であった。

[な行]

内部障がい 身体障害者福祉法で規定する身体障がいの1つ。心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいで、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる障がいを同法の対象となる身体障がいとしている。一般的に、内部障がいは外見的に異常のないことが多いため、手足の欠損等外見的に異常が認められる外部障がいに比較し、周囲の認識の低さから、障がいが過小評価されることが問題とされている。

難病 難病とは特定の疾患群を指す医学用語ではないが、昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、としている。障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置とし

て、平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾患と同じ範囲(難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患(130疾患)及び関節リウマチ)とされていたが、平成27年1月から151疾病に拡大された。

日中活動系サービス 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになった。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所で提供されるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をしている障がいのある人も利用できる。

農福連携 農業にとっては担い手や産業化に向けた労働力の確保を、障がいのある人にとっては就労先や工賃の確保を行い、互いにメリットを生み出すことを目的とした連携。具体的には、農家と就労系の障害福祉サービス事業所との農作業受委託のマッチング支援、特産品生産に係る支援など受注体制強化の取組等が考えられる。

[は行]

発達障がい いくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通しており、同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくない。個人差がとても大きいという点が、発達障がいの特徴といえる。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラ

ム障害という診断名に分類される。

発達障害者支援法 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障がいを持つ者の援助等について定めた法律。

バリアフリー [barrier free] 住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去するというをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアカウンセリング [peer counseling] 障がいのある人や高齢者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の人の相談に応じ、問題の解決を図ること。ピア [peer] とは、同じ仲間、同じ背景を持つ人同士を意味する。アメリカの自立生活センターでとられている方式がわが国にも伝えられたものである。

P D C A サイクル 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

避難行動要支援者 要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人。

福祉避難所 既存の建物を活用し、一般の避難所では生活に支障を来す介護の必要な高齢者や障がいのある人などに対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所をいう。

ふれジョブ 障がいのある子どもたちが仕事体験プログラムを通して、地域に住む人たちと互いのつながりを育み、温かな地域づくりを目指す活動。具体的には、地域の人がジョブサポーターとなり、学校から地域の企業に、障がいのある子どもと行き、就労体験等をする取組み。

放課後等デイサービス 学齢期の障がいのある児童が学校の授業終了後や学校の休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスをいう。障がいのある児童の「放課後児童クラブ」である。

法人後見 社会福祉法人、社団法人、特定非営利活動法人等の法人が、成年後見人、保佐人若しくは補助人になり、判断能力が低下した人の保護・支援を行うことをいう。

訪問系サービス 障害者総合支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。

ボッチャ [boccia] 障がいのある人、とりわけ脳性麻痺などにより、運動能力に障がいがある競技者向けに考案された障がい者スポーツである。パラリンピックの公式種目となっており、全世界で40か国以上に普及している。ボッチャとはイタリア語でボールのことである。

[ま行]

民生児童委員 民生委員は、民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員の任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①住民の生活状態の把握を必要に応じ行うこと、②援助を要する人の相談に応じ、助言その他の援助をすること、

③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その事業又は活動を支援すること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

[や行]

要配慮者 高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人。

[ら行]

療育手帳 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。愛知県においては、A判定（重度）、B判定（中度）及びC判定（軽度）の3種類となっている。療育手帳を所持することにより、知的障がいのある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。